



金沢市公報

号外第12号の7

平成19年(2007年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	改正について	(企 画 課)	7
●訓令甲		○金沢市産業振興金融資要綱の一部改正につ	(商 業 振 興 課)	7
○行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (行政経営課)	1	いて		
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する規程 (職 員 課)	2	○金沢市木の家づくり奨励金交付要綱の一部改正について (農林基盤整備課)		7
○金沢市助役事務分担規程の一部を改正する規程 (ﾞ)	3	○金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱の一部改正について (長寿福祉課)		8
○金沢市職員研修規程の一部を改正する規程 (ﾞ)	4	○金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱の一部改正について (住宅政策課)		8
●告示		○金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱の一部改正について (ﾞ)		8
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱制定について (職 員 課)	6	○いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱の一部改正について (ﾞ)		9
○金沢市既存住宅アスベスト分析調査費補助金交付要綱制定について (建築指導課)	6	○金沢市浸水防止塀設置費補助金交付要綱の廃止について (内水整備課)		9
○金沢まちづくり市民研究機構設置要綱の一部				

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表瑞樹団地の販売に係る事務所で業務を行う職員の項中「市営住宅課長」を「住宅政策課長」に改める。

(金沢市交通安全推進隊設置要綱の一部改正)

第2条 金沢市交通安全推進隊設置要綱(昭和40年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「防災安全課」を「歩ける環境推進課」に改める。

(行政統計資料等の収集管理に関する要綱の一部改正)

第3条 行政統計資料等の収集管理に関する要綱(昭和46年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「企画課調査統計室長」を「企画調整課調査統計室長」に改める。

(医王ダム管理規程の一部改正)

第4条 医王ダム管理規程(平成13年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「産業局農林部農林基盤整備課」を「産業局農林部農業総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する規程

(金沢市役所当直規程の一部改正)

第1条 金沢市役所当直規程(昭和23年訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「事務職員、技術職員又は非常勤職員」を「職員」に改める。

第6条中「(非常勤職員を除く。)」を削る。

第11条中「助役」を「副市長」に改める。

(金沢市例規審査会規程の一部改正)

第2条 金沢市例規審査会規程(昭和25年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

(金沢市職員任用規程の一部改正)

第3条 金沢市職員任用規程(昭和28年訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

(市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱の一部改正)

第4条 市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱(昭和30年訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第2条、第4条、第5条第4項及び第9条中「税務課吏員」を「税務課職員」に改める。

(金沢市立病院当直規程の一部改正)

第5条 金沢市立病院当直規程(昭和34年訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) その他の職名を有する職員 1人又は2人

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

(6) その他の職名を有する職員 事務処理並びに施設の保全及び取締りに関する事項

(金沢市行政事務改善会議規程の一部改正)

第6条 金沢市行政事務改善会議規程(昭和35年訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「助役」を「副市長」に改める。

(金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程の一部改正)

第7条 金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程(昭和39年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項、第4条、第6条、第8条第1項、第10条、第12条第1項、第13条第1項及び第3項、第14条、第15条第1項、第16条から第19条まで、第20条第1項、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第1項及び第2項、第25条、第30条並びに第31条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(金沢市賠償審査会規程の一部改正)

第8条 金沢市賠償審査会規程(昭和46年訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

(金沢市職員懲戒審査会規程の一部改正)

第9条 金沢市職員懲戒審査会規程（昭和47年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

（金沢市辞令式に関する規程の一部改正）

第10条 金沢市辞令式に関する規程（昭和51年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1項、第5項及び第7項中「金沢市〇〇吏員」を「金沢市職員」に改める。

（金沢市清掃工場当直規程の一部改正）

第11条 金沢市清掃工場当直規程（昭和60年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「技術職員又は技能職員」を「職員」に改める。

（金沢市除雪作業本部当直規程の一部改正）

第12条 金沢市除雪作業本部当直規程（昭和62年訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事務職員又は技術職員」を「職員」に改める。

（金沢市文書取扱規程の一部改正）

第13条 金沢市文書取扱規程（平成3年訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「助役」を「副市長」に改める。

別表中「市長、助役及び収入役に関するもの」を「市長及び副市長に関するもの」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「助役」を「副市長」に改める。

（金沢市行政情報公開等調整検討会規程の一部改正）

第14条 金沢市行政情報公開等調整検討会規程（平成3年訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

（金沢市用地買収等価格審査会等規程の一部改正）

第15条 金沢市用地買収等価格審査会等規程（平成7年訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日前に助役又は収入役であった者（同日に引き続き副市長となる者を除く。）に係る事務引継に関する文書については、第13条の規定による改正後の金沢市文書取扱規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

金沢市助役事務分担規程（平成8年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

題名を次のように改める。

金沢市副市長事務分担規程

第1条中「助役」を「副市長」に改める。

第2条中「助役の」を「副市長の」に改め、同条第1号中「両助役」を「両副市長」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

（2）須野原副市長が担任する事務

ア 総務局に関する事務

イ 産業局に関する事務（金沢百万石まつりに関する事務に限る。）

ウ 市民局に関する事務

エ 福祉健康局に関する事務

オ 環境局に関する事務

カ 市立病院に関する事務

- キ 美術工芸大学に関する事務
- ク 会計課に関する事務
- ケ 議会事務局に関する事務
- コ 消防局に関する事務
- サ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により他の執行機関の職員に補助執行させている事務

(3) 藤崎副市長が担任する事務

- ア 都市政策局に関する事務
- イ 産業局に関する事務（金沢百万石まつりに関する事務を除く。）
- ウ 都市整備局に関する事務
- エ 企業局に関する事務

第3条第1項中「助役」を「副市長」に改め、同条第2項中「両助役」を「両副市長」に、「助役に」を「副市長に」に改め、同条第3項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

金沢市職員研修規程（昭和38年訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

第10条の見出しを「(雑則)」に改め、同条中「事項は」の次に「、市長が」を加え、同条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

(金沢市職員研修推進委員会)

第17条 研修の効率的かつ効果的な実施を推進するため、金沢市職員研修推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 職員の研修の実施計画及び実施状況についての検証に関すること。
- (2) 外郭団体の職員の研修の実施計画及び実施状況についての検証に関すること。
- (3) 研修全体の向上及び改善に関すること。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第9条第1項中「一般研修及び特別研修並びに部局専門研修」を「職場外研修（派遣研修を除く。）」に改め、同条第2項中「前項の修了証を受けた者及び派遣研修において修了証を受けた者」を「職場外研修の課程を修了した者」に改め、同条を第16条とする。

第8条中「研修の」を「職場外研修の」に改め、同条を第15条とする。

第7条第1項中「研修を」を「職場外研修を」に改め、同条を第14条とする。

第6条中「一般研修及び特別研修並びに部局専門研修」を「職場外研修（派遣研修を除く。）」に、「任命」を「任命し、」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の6条を加える。

(研修所の役割)

第7条 研修所の役割は、次のとおりとする。

- (1) 研修計画の企画立案
- (2) 職場研修に関する調整、指導及び助言
- (3) 職場外研修の実施
- (4) 政策研究の実施
- (5) 職員の自己啓発に対する支援
- (6) 市長以外の任命権者が実施する研修との連携
- (7) 外郭団体の職員の研修の受入れ並びに外郭団体が実施する研修に対する支援及び助言

2 所長は、毎年度の研修計画を定めて市長に報告しなければならない。

(研修の区分)

第8条 研修は、職場研修及び職場外研修とする。

(職場研修)

第9条 職場研修は、所属長が日常業務を通じて計画的かつ継続的に職員の育成を図り、実務能力及び専門知識を習得させるために行うものとし、その区分は、次のとおりとする。

(1) 職場内研修

(2) 部局専門研修

第10条 職場内研修は、課単位で行うものとする。

2 所属長を補佐し、職場内研修の推進を図るため、研修指導主任を置く。

3 所属長は、毎年度職場内研修の実施計画を定めるとともに、その実施の結果を所長に報告しなければならない。

第11条 部局専門研修は、局単位で行うものとする。

2 所属長は、毎年度部局専門研修の実施計画を定めるとともに、その実施の結果を所長に報告しなければならない。

(職場外研修)

第12条 職場外研修は、職員に必要とされる基本的な知識、職務上必要とされる実務能力、職務の階層別に必要とされる知識及び能力並びに高度で専門的な知識を習得させるために行うものとし、その区分は、次のとおりとする。

(1) 基本研修

(2) 実務研修

(3) 階層別研修

(4) 派遣研修

第4条及び第5条を削る。

第3条の見出しを「(研修所の組織)」に改め、同条第1項中「事務局長及び事務局職員」を「及び研修所職員」に改め、同条第2項中「、市長」を「市長」に、「事務局長は所長の命を受けて所務に従事し、事務局職員は事務局長」を「研修所職員は次長」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 所長は、副市長をもって充てる。

第3条第4項中「事務局職員」を「次長及び研修所職員」に改め、同条第5項及び第6項を削り、同条を第6条とする。

第2条中「研修を実施するために」を「資質の向上と勤務能率の増進を図るため、」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 局 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)第2条第6号に規定する局、教育委員会、議会事務局、消防局及び企業局をいう。

(2) 課 金沢市事務決裁規則第2条第10号に規定する課、金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)第2条第7号に規定する課、教育プラザ富樫、議会事務局総務課、議事調査課、選挙管理委員会、監査事務局、農業委員会事務局、金沢市消防局の組織に関する規則(平成8年規則第33号)第4条第1項に規定する課、消防署及び金沢市企業局事務決裁規程(昭和39年公営企業管理規程第3号)第2条第7号に規定する課をいう。

(3) 所属長 局及び課のそれぞれの長をいう。

(4) 外郭団体 市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体又は職員を派遣している団体のうち、市と人的、資金的、業務内容等において特に密接な関連がある法人をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者として必要な知識、技能、態度等を身に付けるよう、常に自己研鑽^{けん}に努めなければならない。

2 職員は、研修を受けるときは、規律を守り、研修に専念しなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、所属職員に対する必要な研修を実施するとともに、職員が研修に専念できるよう必要な措置を講じなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第61号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する要綱

(金沢市モーター類似施設設置規制指導要綱の一部改正)

第1条 金沢市モーター類似施設設置規制指導要綱(昭和59年告示第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「助役」を「副市長」に改める。

(金沢市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第2条 金沢市行政改革推進本部設置要綱(平成7年告示第50号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

別表中「収入役 教育長」を「教育長」に、「技監」を「技監 会計管理者」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

●金沢市告示第62号

金沢市既存住宅露出アスベスト分析調査費補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

金沢市既存住宅露出アスベスト分析調査費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの飛散を防止し、市民の健康被害を予防するため、既存住宅のアスベスト分析調査に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存住宅 平成18年10月1日前に建築され、又は工事に着手した住宅(これに附属する電気室、機械室、車庫等を含む。)をいう。

(2) アスベスト分析調査 既存住宅の壁、柱、天井等に露出して施工されている吹付け建材(吹付けアスベスト及びアスベストを含有する吹付けロックウールであるおそれのあるものに限る。)に係るアスベストの有無及びその含有率の調査をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、既存住宅を所有する者のうち当該既存住宅のアスベスト分析調査を行う者で、市税を完納しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、アスベスト分析調査に要する費用の3分の1に相当する額以内の額とし、その額は、

30,000円を超えないものとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(適用除外)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する既存住宅のアスベスト分析調査については、当該アスベスト分析調査に係る補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している既存住宅のアスベスト分析調査
 - (2) 他の補助制度による補助金（優良建築物等整備事業に係る国の補助金を除く。）その他これに準ずるものの交付の対象となる既存住宅のアスベスト分析調査
 - (3) 解体に伴う既存住宅のアスベスト分析調査
 - (4) 過去にこの要綱に規定する補助金を受けた既存住宅のアスベスト分析調査
- (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に行う既存住宅のアスベスト分析調査について適用する。

●金沢市告示第63号

金沢まちづくり市民研究機構設置要綱（平成15年告示第173号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

第6条中「都市政策局企画課」を「都市政策局企画調整課」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

●金沢市告示第64号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

附則第3項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

●金沢市告示第65号

金沢市木の家づくり奨励金交付要綱（平成16年告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

第2条第1号中「県内産のすぎ柱」を「金沢産のすぎ柱」に改め、同条第2号中「県内産のすぎ柱」を「金沢産のすぎ柱」に、「石川県木材組合連合会その他市長が指定する機関による証明で市長が認めるもの」を「市長の登録を受けた者による証明」に改め、同号ア中「石川県内で生産された」を「本市の区域内で伐採された立木を加工した」に改める。

第4条中「県内産のすぎ柱」を「金沢産のすぎ柱」に改める。

様式第1号中「県内産のすぎ柱」を「金沢産のすぎ柱」に、「(県内産)」を「(金沢産)」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市木の家づくり奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成19年6月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市木の家づくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第66号

金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱（平成12年告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

第4条中「(当該工事について、介護保険法第45条第1項の規定による居宅介護住宅改修費又は同法第57条第1項の規定による介護予防住宅改修費の支給を受ける場合にあっては、当該工事に要する費用の額から、当該工事について支給された当該居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額（以下「住宅改修費支給額」という。）に住宅改修費支給額の算定に係る自己負担額を加算した額を控除して得た額とする。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該住宅の整備に係る工事について、介護保険法、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）又は生活保護法の規定に基づく居宅介護住宅改修費等の支給を受ける場合の助成金の額は、前項の規定による助成金の額から、当該居宅介護住宅改修費等の額を控除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とする。

附 則

この告示は、平成19年6月1日から施行し、同日以後の申請に係る助成金について適用する。

●金沢市告示第67号

金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（平成16年告示第59号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

第2条第2号に次のように加える。

- ケ 敷地内の緑被率（金沢市斜面緑地保全基準（平成12年告示第73号）に規定する緑被率をいう。）が30パーセント以上であること。
- コ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による住宅性能評価を受け、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条第1項に規定する建設住宅性能評価書が交付されること。

第2条第3号中「ク」を「コ」に、「住宅金融公庫」を「市長」に改める。

様式第1号の備考中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 緑被率計算書

様式第2号の備考に次の1号を加える。

(4) 緑被率計算書

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成19年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日以前に行った改正前の金沢市まちなか住宅建築奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第68号

金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（平成18年告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

第6条第3項及び附則第2項ただし書中「2年」を「1年」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 改正後の金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成19年4月1日以後に新要綱第3条第1項の市長の認定を受けるマンションに係る奨励金について適用し、同日前に改正前の金沢市まちなかマンション購入奨励金交付要綱第3条第1項の市長の認定を受けたマンションに係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第69号

いい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（平成16年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

第2条第3号エ中「20パーセント」を「30パーセント」に改め、同号に次のように加える。

オ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による住宅性能評価を受け、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条第1項に規定する建設住宅性能評価書が交付されること。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後のいい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成19年4月1日以後に行う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前のいい街金沢住まいづくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 3 平成19年4月1日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書の提出又は同法第6条の2第1項の規定による確認の申請を行った戸建て住宅に係る新要綱第2条第3号エの規定の適用については、同エ中「30パーセント」とあるのは、「20パーセント」とする。
- 4 新要綱第2条第3号オの規定は、前項に規定する戸建て住宅については、適用しない。

●金沢市告示第70号

金沢市浸水防止塀設置費補助金交付要綱（平成11年告示第51号）は、廃止する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年(2007年)3月30日 印刷
平成19年(2007年)3月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)